資料２

山形県水資源保全総合計画検討委員会の今後の進め方

検討委員会において、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための計画の策定に向けて幅広く意見交換を行い、検討委員会における計画案としてとりまとめる。

	水資源保全総合計画の策定	（参考）水資源保全地域の指定
25 年６月	計画検討委員会【第１回】 ・計画骨子の検討 説明会（県内４地区）↓	取水地点に係る集水地域の把握 ↓
７月	計画検討委員会【第２回】 ・計画案の検討 計画検討委員会【第３回】 ・計画案のとりまとめ 環境審議会（意見聴取）	市町村長の意見を聴取し、 保全候補地域を選定 環境審議会（意見聴取）
８月	計画案のパブリックコメント （１ヶ月） ↓	保全地域案の縦覧（２週間）
９月	**計画の策定・公表**	**保全地域の指定（告示）**（25 年度分）
10 月	10/1 条例施行 【土地取引及び開発行為の事前届出制度の運用開始】	

資料３

山形県水資源保全総合計画の骨子案と検討の視点

１．計画策定の趣旨

本計画は、山形県水資源保全条例（平成25年３月　県条例第14号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものである。

２．水資源の保全に関する基本的な考え方

(1) 水資源は、私たちの日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、本県の豊かな自然環境に支えられていることに鑑み、良好な状態で将来の世代に継承していかなければならないものである。

(2) 水資源の保全を図るため、森林等が有する水源涵養機能を維持するための取組みなどを適切に実施していく必要がある。

３．基本となる施策及び主な取組み

(1) 水資源の適正な利用及び保全のための施策

①　水資源の適正な利用の推進

- 家庭における適正な水利用（節水、水の再利用など）
- 生活排水の汚濁負荷の低減
- 事業所及び農業・工業等における適正な水利用、適正な排出水処理

②　安全安心な水資源の確保

- 河川・湖沼等の水質の監視
- 生活排水の浄化対策
- 工場等からの排出水の監視・指導

③　県民協働による保全活動の推進

- 河川・海岸の清掃活動
- 水生生物調査会等を通じた水辺環境の保全活動

※　地域の実情にあった水資源の有効活用

- 小水力発電施設等への利用（再生可能エネルギーとしての活用）
- 消流雪施設への利用

⑵ 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策

① 森林等の適正な土地取引の確保

- 森林の土地取引等に関して相談できる仕組みの構築
- 保安林に係る行為の制限についての土地取引の相手方への周知

② 森林等の適正な土地利用・開発の確保（森林法等既存制度の適正な運用）

- 伐採届出制度や山形県小規模林地開発取扱要領の周知
- 林地開発許可制度による適正な開発行為の確保

③ やまがた緑環境税等の活用などによる森林等の整備

- 荒廃森林の整備
- 県民参加による森づくり活動

④ 保安林指定の促進等

- 水源涵養機能の高度な発揮が必要な森林についての保安林指定
- （水源涵養機能を有する）農地の保全や遊休農地の発生防止

⑶ 水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策

① 水資源保全地域指定の考え方

- 公共に利用される水の取水地点とその集水地域を基本とし、地形（等高線）や土地の利用状況等を踏まえる
- 水資源保全地域の対象とすることが必要かつ最小限の地域
- 代替水源の確保が困難な地域

② 水資源保全地域における事前届出制度の運用

ア. 水資源保全地域において土地所有者等に対する指導の考え方

- 水資源保全地域の趣旨、当該土地が対象地域となっていることについての周知と理解の促進
- 水資源の保全や水源涵養機能の維持に十分配慮した土地利用の要請

イ 水資源保全地域における事前届出制度の周知啓発

- 市町村等と連携し、水資源の保全に関する基本的な考え方や事前届出制度の周知啓発

ウ 他制度との連携・調整

- 関係機関との連携による適切な届出の確保と運用

⑷　⑴～⑶の施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策

①　水資源の保全に係る啓発

・　ＮＰＯ、市町村、関係団体（森林組合等）と連携した県民、事業者等への啓発（やまがた緑環境税の活用）

・　水源涵養機能の維持について森林、農地などの土地所有者等への啓発

②　県民、事業者、ＮＰＯ、関係団体、市町村等相互の連携と協働

・　水資源保全の取組みへの各主体の自主的な参画を促すとともに、環境の保全活動や森づくり活動などにおける各主体間相互の連携と協働

③　環境教育の推進（人づくり）

・　水資源の保全について、次代を担う子どもたちをはじめ全ての世代の理解と取組みへの参加の促進

・　水辺環境や河川・海岸の保全活動、森林環境学習や水生生物調査などの環境学習を通した水資源の保全に係る環境教育の推進